

令和元年度 活動報告書

月 日	内 容
8月1日 ～2日	全国地方議会サミット2019への参加 場所：東京都江東区 東京ビッグサイト 内容：チーム議会が地域をより良くする
8月7日 ～8日	地方から考える社会保障フォーラムへの参加 場所：東京都中央区 ビジョンセンター東京有楽町 内容：社会保障フォーラムセミナー
11月6日 ～7日	先進地視察 ① 神奈川県大和市 「ご遺族支援コーナーやご遺族支援コンシェルジュなどの取組について」 ② 東京都国分寺市 「防災まちづくりの取組について」 ※熊谷浩紀議員、他市議会議員4名と同行

視察・研修等報告書

令和元年 8 月 20 日

北上市議会議長 様

北上市議会
議員 小原享子

私が参加した次の研修について結果を報告します。

期間 (期日)	令和元年 8 月 1 日 (木) から 8 月 2 日 (金) まで
研修事項	地方議会サミット 2019 【基調講演】「なぜ今 “チーム議会” が必要なのか」 【パネルディスカッション】「NHK 地方議員 2 万人アンケートのホンネ」 【パネルディスカッション】「チーム議会に職員だからできること」 【先進事例紹介】「AI・ICT で議会の未来を切り拓く」 【講演】「チーム議会の視点から見る議会・議員の役割」 【先進事例報告】「チーム議会の実践と課題」 【パネルディスカッション】「チーム議会の視点から首長との関係を考える」 【先進事例報告】「チーム議会の視点から選挙のあり方考える」 【パネルディスカッション】「チーム議会の視点から市民との関係を考える」 【パネルディスカッション】「国会は地方議会をどう見ているか」

[内容及び所感]

8 月 1 日～2 日、東京ビッグサイト・国際会議室にて「全国地方議会サミット 2019～チーム議会が地域をよりよくする」が、全国各地から多くの議員が参加し開催されました。

少子高齢化、人口減少、災害の多発など、深刻な課題が自治体にあります。地域をよりよくするために、「チーム議会」をキーワードにこれからの議会のあるべき姿について考え、議論が行われました。

この中で、地域課題を解決するために議員だけでなく、議会事務局や執行部、市民や NPO、学識者などが「チーム議会」として団結する必要性や、「議決機関」として議員間での討議・議論が不可欠であること。災害時の議会の役割や、「自治体を担う次の世代を育てる議会」と「議会を育てる市民」という目線などが強調されました。

パネルディスカッション「チーム議会に職員だからできること」では、当市議会の議会事務局議事課長の小原昌江さんもパネラーとして参加。岩手県では、市議会事務局研修会を年 2 回開催していること。北上市議会では、どうしたら市民の意見聞けるか、ワークシ

ヨップをおこなったり、論点整理にワールドカフェを活用していることを紹介。職員の提案に議員も一緒に考えていることを報告してました。

議会事務局職員は7人ですが、私たち議員にとって頼れる存在です。「チーム議会」の一翼を担って頂いてます。事務局の方々が、自由に発言できる体制を大事にしたいと改めて感じました。

今、議員個人の活動もあるわけですが、如何に「チーム議会」として議会が何をすべきかが問われていると感じます。住民の声に如何に耳を傾け、政策につなげるのか先進事例を聞き学びになりました。

また、今地方議会に求められているのは、政策提案力。少数会派でも政策を実現することは可能。議会の政策につなげるためには、賛同得られるテーマで最後までやり遂げること、住民との約束事に答えることとありました。

更に、善政競争を地方の改革は地方からと頑張りたいと思います。

今後の課題として、市民も参加しての政策をつくることです。政策サポーターを取り入れている議会の発表もありました。政策提案から市民に係ることは、もっと議会に関心を向ける方を増やすことになるのではないのでしょうか。その可能性も含め考えていきたいと思います。

様々な議会の取組みを聴き、良い刺激になりました。良いことはパクリあう。さらに、議会改革を進めるため、努力していきます。

視察・研修等報告書

令和元年 8 月 31 日

北上市議会議長 様

北上市議会

議員 小原享子

私が参加した次の研修について結果を報告します。

期間（期日）	令和元年 8 月 7 日（水）から 8 月 8 日（木）まで
研修事項	第 19 回 地方から考える「社会フォーラム」 1. 少子高齢化社会における訪問看護の役割—被災地の経験を踏まえて 2. 空き家対策—都市の事情、地方の事情 3. ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会 4. 児童虐待—児童福祉法の改定で地方自治体ができるべきことは 5. 認知症対策—その最新情報

【内容及び所感】

1、「少子高齢化社会における訪問看護の役割—被災地の経験を踏まえて」

菅原由美氏 全国訪問ボランティアナースの会代表

キャンナス(Cannus) 1996 年スタート

デキル(Can)ことをデキル範囲で行うナース(Nurse)、地域に根ざした活動をモットーに、ご本人とご家族が満足していただける手厚い介護、看護の実現を目指している。

キャンナスの理念は、潜在ナースの掘り起こし、ターミナルケア、レスパイトケア（息抜きの時間 息抜きがないと人は優しくなれない。）である。

平時のキャンナスの活動：キャンナスに決まりごとなし。理念の共有のみである。しかし、災害時のキャンナスは、急性期は衛生環境改善を、移行期は、楽しみを与える。回復期は、パフォーマー、若いも若きも楽しめることで気分を和らげる。

地域に根ざしナースが開業。制度内の仕事もナースができるようになり、地域包括ケアのひとつにキャンナスが加われば、おせっかいな町のナースの自由な働き方が地域の方々の安心感につながる。これから、地域の潜在ナースが、随時訪問随時介護訪問看護サービスを提供できるようになれば、看護を必要とする当事者が在宅で生活できる手段になり得

ると思った。

2.空き家対策

一都市の事情、地方の事情一

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課長 深井敦夫

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成 29 年 4 月交付）。

①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

※住宅確保要配慮者とは:住宅セーフティネット法で規定（①低額所得者②被災者③高齢者④子どもを養育している者⑥外国人・・・）

※住宅の登録基準:規模、構造・設備、家賃)

②登録住宅の改修・入居への経済的支援

③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

また、居住支援法人制度として、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定。全国で現在 230 法人がある。

支援措置:重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3 億円）では、用途転用を促す規制の合理化（建築基準法改正）として、①3 階建の戸建住宅等の他用途転用の合理化、②戸建住宅の他用途転用手続きの合理化が行われる。

各地で問題になっている空き家対策について、国の支援策等が紹介された。当市に於いても、特定空家に対する条例は出来ているが、崩れ落ち問題になっている空き家も周囲には見られる現状である。

また、空き家バンクも作られているが登録が決して多いとはいえない。国の施策も活用し、利用できる空き家をもっと活用されるよう、先進事例も研究しさらに活用方法さぐる必要性を感じた。

3.ごちゃまぜで進める地域包括ケア・地域共生社会

慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授・佐久大学客員教授 唐澤 剛

自分の郷土が誇らしくないと人は定着しない。超少子高齢社会を乗り切る方法は地域包括ケア以外にない！。

地域創生は「ごちゃまぜ」で進めていく、地域経済の活性化、地域生活の確保、地域文化の振興。

「ごちゃまぜ」による地域共生社会づくり。認知症の人も障がいのある人ない人も、高齢者も子どもも若者も、ニートも引きこもりの人も、あらゆる人たちを「ごちゃまぜ」にして、自然に楽しく、その力を引き出し、元氣と活気のある地域、あらゆる人に開かれた地域を作っていく。開放されたごちゃまぜにより、私たちは新しい協力者に出会うことがで

きる。その協力者との相互作用により、化学反応が生まれ、新しい価値と新しい社会を創造する。①超少子高齢社会を乗り切る方法は地域包括ケア以外にない。②我々は地域包括ケアしか選ぶことができない。③あらゆる政策の柱に地域包括ケアの推進を置く。

今、各省庁相乗りの計画を立てている。農福連携など、それぞれの施策を柔軟に活用し、地域を包括的に考えていくことに、現代に超高齢化時代を乗り越える鍵があると感じた。

4. 児童虐待

一児童福祉法の改正で地方自治体がやるべきことは一

厚生労働省子ども家庭局 成松智晃 家庭福祉課長

H30年度 児童相談所の児童虐待相談対応件数 159,850件。死亡事例(児童数)29年度 65人。市町村児童虐待相談対応件数 29年度 106,615件。

課題は、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援である。

市町村の役割・責務 児童の見近な場所における継続的支援である。

新プランに基づく人員増で、児童相談所の体制強化 (財源:地方交付税で対応)、児童福祉司 +2020人程度、児童心理士 +790人程度、保健師 +110人程度、合計 +2930人程度。市町村の体制強化 子ども家庭総合支援拠点を置く。

抜本的強化として、児童福祉法等改正法で、1、子どもの権利擁護①体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進②子どもの権利擁護の在り方に関する検討、2、児童虐待の発生予防・早期発見、3、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を行う。

(1)児童相談所の体制強化

- ①介入的な対応等を的確に行うことが出来るようにするための体制整備
- ②常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- ③児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

(2)児童相談所の設置促進

(3)市町村の体制強化

- ①子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充
- ②要保護児童対策地域協議会の充実強化

当市における、児童虐待の事件をうけ、市としても対策を強化している現状である。さらに、子育て包括支援センターを中心とした体制整備を構築すると共に、子どもたちを安心して産み育てられる環境整備が急がれる。「子どもの権利」を守る条例化の検討も必要である。

5、「認知症施策の総合的推進について」

厚生労働省老健局総務課 認知症施策推進室長 岡野智晃氏

今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者(特に75歳以上の高齢者)の占め

る割合は増加していくことが想定される。その中で、65歳以上の高齢者のうち、2025年には約700万人に増加すると推計されている。その中、平成30年12月には、認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年6月に認知症施策推進大綱が関係閣僚会議で決定した。

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

認知症サポーターの養成を進めるとともに、本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿を発信していくことも含まれている。

ピアサポーター活動支援事業など、国でも多くの事業が検討されている。認知症になっても暮らし続けられる仕組みや、家族をサポートする仕組みを自治体においても更に推進する必要がある。

視察・研修等報告書

令和元年 11 月 30 日

北上市議会議長 様

北上市議会

議員 小原享子

私が参加した次の視察について結果を報告します。

期間（期日）	令和元年 11 月 6 日（水）
視察先 視察内容	大和市 「ご遺族支援コーナーやご遺族支援コンシェルジュなどの 取り組みについて」

[内容及び所感]

ご遺族支援コーナー：死亡に伴う各種手続きについて、必要書類や窓口などを案内する「ご遺族支援コーナー」を市役所 1 階市民相談課の一角に設置。スタッフとして「ご遺族支援コンシェルジュ」を配置し、遺族に寄り添った案内をする。

<業務内容>

- 何をすべきかわからないなどの不安に対する相談
- 申請・届出書類の作成補助
- 各種手続き窓口への案内

<体制>

再認用職員 2 人、非常勤職員 4 人

親族が亡くなった後の必要な手続きは、健康保険、税、年金など多岐に渡る。どの窓口で手続きが必要か、どのような書類が必要か、遺族が不安を感じる場面が多い。さらに、各窓口で何度も書類への記入が必要になるなど負担も少なくない。

大和市の、ご遺族支援コーナーでは、コンシェルジュが、予約を受けると、必要なデータは入力し、手続きの必要な窓口には予め情報が届く。コンシェルジュが、案内するとすぐ書類が作成でき、手続きが完了する。

市役所以外での手続き方法の説明もあり、ご遺族が無駄な時間や不安を解消できる。当市に於いては、手続き内容の一覧表が渡されるのみである。ほとんどの遺族は、初めての経験であり、多くの手続きが必要な場合、手続きのため多くの時間を要する。

親族の死は、家族にとってただでさえ心身とも疲労するもの。手続きがスムーズに安心して出来ることは、市民へのサポートになり、市にとっても確実に手続き漏れなく出来るメリットがある。

視察・研修等報告書

令和元年 11 月 30 日

北上市議会議員 様

北上市議会

議員 小原享子

私が参加した次の視察について結果を報告します。

期間（期日）	令和元年 11 月 7 日（木）
視察先	国分寺市
視察内容	「防災まちづくりの取り組みについて」

[内容及び所感]

国分寺市における年防災のあり方

- ① 地域における防災まちづくりの推進
 - ② 市民の自主参加
 - ③ 防災都市づくりを行政が進める上での横断的組織体制の確立
 - ④ 都市基盤整備の推進
- 市民防災まちづくり学校：市民の学習の場を提供
 - 講義形式：約 1 年かけ防災に関する様々なテーマを学習
 - 修了者は「市民防災推進委員の認定」
 - 国分寺市防災推進会議
 - 防災まちづくり推進地区
 - 地区住民の発意により、一定のまとまりのある地区を指定し、将来性のある計画的な防災まちづくりを行っていく
 - 防災まちづくり推進地区事業概要
 - 市と協定締結
 - 1 年目～3 年目：コンサルタントを派遣し地区防災計画を策定
 - 4 年目以降：計画をもとに自立して活動開始
 - ◇ 行政 100 万円限度で防災倉庫・防災資機材等の助成
 - ◇ 防災会議場所の確保
 - ◇ 視察研修バスの手配または 10 万円の資機材助成
 - ◇ 防災ニュース発行の支援

市民が主体となって防災まちづくりは、地域にあった計画を作成し実施できるメリットがある。住民が自ら必要性を認識し、自分たちで地域を守る意識の高まりを感じた。当市においては各地区に自主防災組織が作られているが、その活動は地域によって違いが見られる。地域防災力を向上するには、地域にあった計画作成が必要である。

当市に於いては、防災マイスターの育成が開始された。しかし、その人数は限られており、地域の防災計画、防災マニュアル作成には難しい状況である。地域独自の計画を策定するのであれば、やはりコンサルタントなど専門知識のある方が地域に入り、多くの地域住民を巻き込んで作成していかなければ活用できる計画にはならない。

東京都の場合、コンサルタントはすぐ検索できるシステムとなっているとのことだが、当市では専門的知識のある消防署員 OB など、実際地域住民と一緒に計画を策定できる仕組みの検討が必要と思った。